

綾瀬市小児科診療所開設支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に不足する小児科診療所を開設しようとする者に対して、予算の範囲内で開設に係る費用の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師をいう。
- (3) 医療法人 医療法第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (4) 小児科専門医 公益社団法人日本小児科学会又は一般社団法人日本専門医機構が認定する小児科専門医をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる補助事業者は、市内に自ら小児科診療所を開設する医師又は医療法人の代表者（以下「医師等」という。）で、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 市内で新たに診療所を開設し、又は開業している診療所内に新たに小児科を標榜（追加）し小児科医を増員すること。
- (2) 小児科専門医の資格を有する医師を配置すること。
- (3) 小児科の診療時間が1週間当たり30時間以上、10年以上継続して医業を行う見込みがあること。
- (4) 一般社団法人座間綾瀬医師会に加入すること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表に定める基準により算出された額とし、予算の範囲内で定める。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 国、他の地方公共団体その他公的な機関から別表に規定する補助対象経費について助成を受けている場合は、補助金の額から当該助成額を控除するものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助対象となる小児科診療所の開設等をしようとする日の6月前の日までに、綾瀬市小児科診療所開設支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類のうち、交付を受けようとする補助金の区分に応じて必要なものを添えて市長に提出しなければならない。ただし、同日までに提出することが困難である場合は、市長が認めた日を申請の期限とすることができる。

- (1) 開設等をする診療所の医師が資格を有していることが分かる書類及び履歴書
- (2) 補助事業者が医療法人であるときは、定款及び登記事項証明書
- (3) 補助対象経費の見積書その他の経費に関する書類
- (4) 事業予定地の土地及び建物の権利関係に関する書類
- (5) 土地及び建物が賃貸借契約によるものであるときは、契約額等に関する書類
- (6) 計画している診療所の案内図、平面図、配置図等
- (7) 開設等までの日程に関する書類（ロードマップ、工程表等）
- (8) 事業予定の土地及び建物について自家消費分が含まれるときは、自家消費分の控除計算表
- (9) その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市小児科診療所開設支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第8条 規則第6条第1号又は第2号の規定による市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市小児科診療所開設支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載して関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書の提出があった日から30日以内に交付するものとする。

(実績報告の期限)

第10条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日は、事業が完了した日から30日を経過した日又は4月15日のいずれか早い日とする。

(実績報告の添付書類)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類のうち、補助金の区分に応じて必要なものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医療法第8条に規定する神奈川県知事への届出書（添付書類を含む。）又は診療所開設許可証（変更の場合は、開設許可事項変更許可証）
- (2) 補助対象経費の契約書、領収書等
- (3) 完成した診療所の写真、案内図、平面図、配置図等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助事業者の責務)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本事業の目的を理解し、市民が安心して医療を受け、健康維持ができるよう、市が実施する健康診断、予防接種等の健康医療事業について、積極的に協力するよう努めるほか、地域医療の推進及び発展に意欲的に貢献するよう努めなければならない。

(書類の整備、調査等)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、10年間保存するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、交付された補助金の執行状況について、第1項により整備された帳簿、書類その他必要な物件等を調査し、又は、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、第8条の規定により承認した場合において、既に交付した補助金

があるときは、交付の決定を取り消すとともに、その全部又は一部に相当する額を期限を定めて返還させるものとする。

- 2 前項及び規則第14条の規定により補助金の一部を返還させる場合における返還額は、診療期間又は交付要件を満たす期間に応じて、月割により計算するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。

別表（第４条関係）

区 分	補助の対象	補助率	補助上限額
診療所整備費 等補助	新築、増築、改築又は改修工事に要する費用の１平方メートル当たりの単価（２６４，４００円を上限とする。）に診療所の床面積（１６０平方メートルを上限とする。）を乗じて得た額	10/10	４２，３０４千円 （注）一の診療所につき１回を限度とする。
土地及び建物の賃料等補助	土地及び建物の賃貸借料	10/10	(1) 土地の賃借料 １，９２０千円 （１月当たり１６０千円を限度とする。） (2) 建物の賃借料 ５，７６０千円 （１月当たり４８０千円を限度とする。） （注）複数年度で補助金の交付を受ける場合、(1)及び(2)は、通算で６０月分を限度とする。
	賃貸借料以外の費用（仲介手数料、礼金等）		(1) 土地に係る費用 ８００千円 (2) 建物に係る費用 ２，４００千円 （注）一の診療所につき１回を限度とする。

小児科医師確保費用補助	新たに開設する小児科診療所に従事する小児科医師に支払う給与等の従事者確保費用の額	10/10	(1) 1 2 月目まで 1 4, 4 0 0 千円 (2) 1 3 月目以降 7, 2 0 0 千円 (勤務1時間当たり 1 0 千円を限度とし、1週間当たり 3 0 時間分を限度とする) (注) 複数年度で補助金の交付を受ける場合、通算で 6 0 月分を限度とする。
	新たに開設する小児科診療所に従事する小児科医師にかかる従事者確保費用で有料職業紹介事業者を利用して小児科医師を雇用した場合の、医師紹介手数料の額	10/10	3, 5 2 0 千円 (注) 一の診療所につき 1 名、1 回を限度とする。

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市小児科診療所開設支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者氏名

次の事業を行いたく綾瀬市小児科診療所開設支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

(診療所の名称)	(交付申請額) 円
(事業の目的及び内容)	
(開設を予定する日)	
(補助金の使途)	
(添付書類) ☐ 小児科専門医の資格を有していることが分かる書類及び履歴書 ☐ 補助事業者が医療法人であるときは、定款及び登記事項証明書 ☐ 補助対象経費の見積書その他の経費に関する書類(契約額等がわかるもの) ☐ 事業予定地の土地及び建物の権利関係に関する書類（売買契約の場合） ☐ 建物及び土地が賃貸借契約によるものであるときは、契約額等に関する書類 ☐ 計画している診療所の案内図、平面図、配置図等 ☐ 開設等までの日程に関する書類（ロードマップ、工程表等） ☐ 自家消費分が含まれる場合、自家消費分の控除計算表	

第 2 号様式（第 6 条関係）

綾瀬市小児科診療所開設支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり
決定したので通知します。

(診療所の名称)
(決定区分) ☐ 交付する ☐ 交付しない 理由
(交付決定額) 円
(条件等)

第 3 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市小児科診療所開設支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市小児科診療所開設支援事業費補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類